

子供の親権をめぐる問題について

NZでは、婚姻継続中及び離婚後も父母は共同で親権を有することとなっており、一方の親の同意を得ることなく、他方の親が国外に子供を連れ去ると刑罰の対象となる可能性があります。親権に関する問題について、ご留意いただきたい点を以下のとおり取りまとめました。

1. 子の居所の移動が犯罪になる場合

NZの法令（Care of Children Act 2004）では、18未満の子に対する保護責任（監護養育権）は、子の懐胎から出産までの何れかの期間両親が婚姻中または事実婚関係にあった場合、双方の親が有することとなっています。何らかの事情により家庭裁判所等において子の養育権に関する手続きが審理中、あるいは、監護養育権が一方の親のみに与えられている等の場合には、他方の親がもう一方の親の同意や裁判所の許可を得ずに16歳未満の子をNZ国外に連れ出したり、連れ出そうとすると、NZにおいては犯罪（Crime Act 1961）となり、罰金あるいは拘禁刑に処せられる可能性があります。

また、このような連れ去りを行った場合、NZと刑事司法上の共助関係を有する第三国への入国の際に、実の親であっても子を誘拐した犯罪被疑者として逮捕される可能性も否定できません。

2. 未成年の子供の旅券申請

未成年の子に係る日本国旅券の発給申請については、親権を有する両親（日本では民法818条により婚姻中の両親は共同親権を有し、離婚後はいずれか一方が親権を保持することとなっています）のいずれか一方が申請書裏面の「法定代理人署名」欄へ署名することによって両者の合意とみなし申請を受理していますが、上記の次第もあり、当館では18歳未満の子の旅券申請の際には、もう一方の親権者（署名をしていない親）の同意の有無を口頭にて確認させていただいております。

ただし、旅券申請に際し、共同親権者である両親のいずれか一方から子の旅券申請に同意しない旨の意思表示があらかじめ在外公館に対してなされているときは、不同意を表明した親の同意を確認する必要があります。これが確認できた場合は、子の旅券申請についてあらかじめ不同意の意思表示を行っていた側の親に対し、「旅券申請同意書」の提出をお願いすることとしています。